

# フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について

環境省フロン対策室

## 1. 第一種フロン類充填回収業登録数

平成 14 年のフロン回収・破壊法施行により、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行うこととされました。平成 25 年のフロン排出抑制法への法改正、平成 27 年の同改正法施行によりフロン類の充填も登録が必要とされ、フロン類の充填及び回収は「第一種フロン類充填回収業者」が実施することとされています。平成 14 年以降、「第一種フロン類充填回収業者」の登録件数は増加し続けており、令和 4 年 4 月 1 日時点で、約 52,000 件となっています（図 1）。

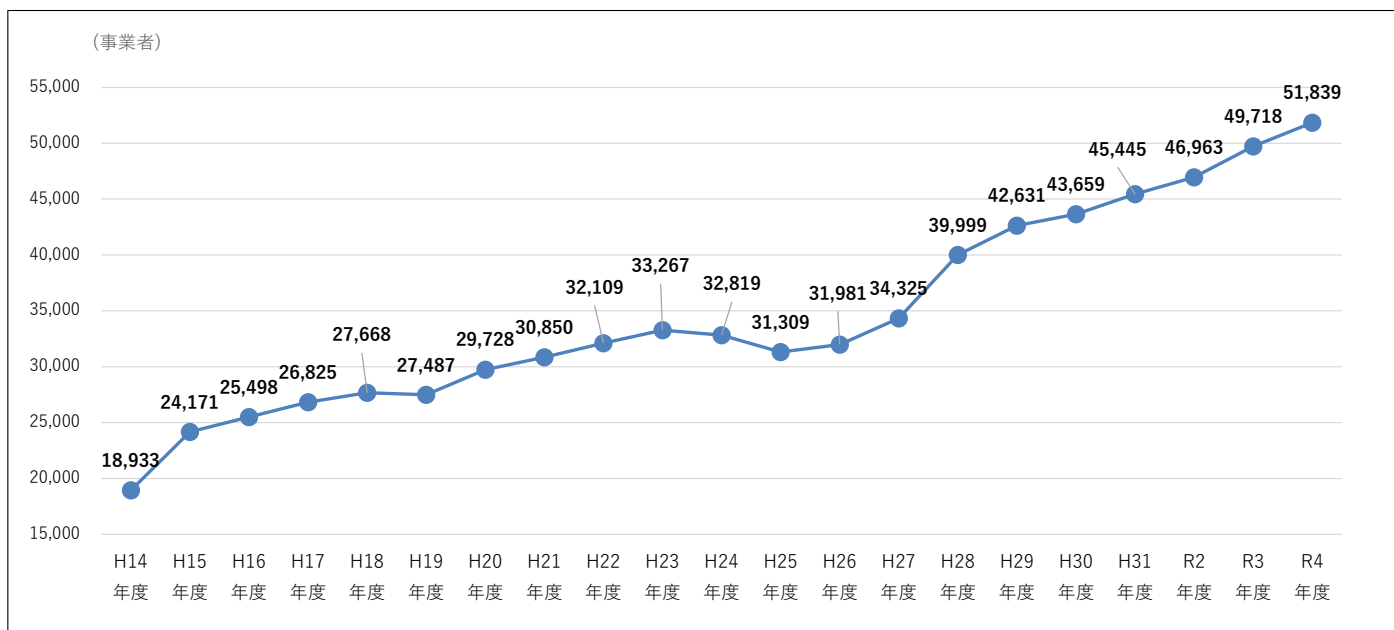


図 1：第一種フロン類充填回収業登録数の推移

## 2. 都道府県における立入検査・指導等の実施状況

### (1) 都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査・指導等の実施状況

都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査は、これまで主に第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品管理者を対象に実施されてきましたが、令和2年度からは特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する立入検査も実施されています。

令和3年度は、第一種特定製品管理者については861件、第一種フロン類充填回収業者については849件、特定解体工事元請業者については539件、第一種特定製品引取等実施者については86件の立入検査が実施されました（図2）。

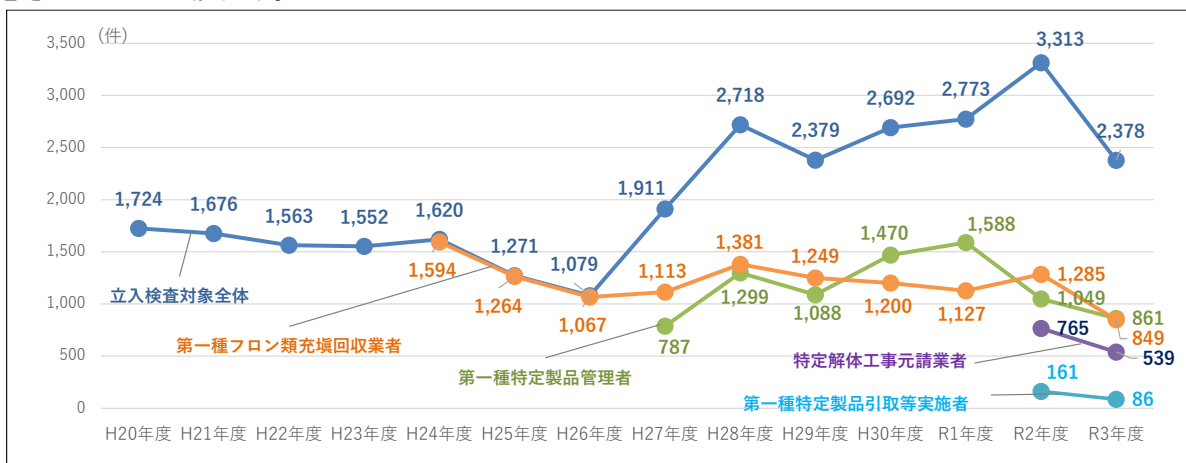


図2：法に基づく立入検査件数の推移

また、第一種特定製品管理者、第一種フロン類充填回収業者、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する法に基づく指導・助言件数は、令和3年度にはそれぞれ155件、125件、47件、6件となりました（図3）。

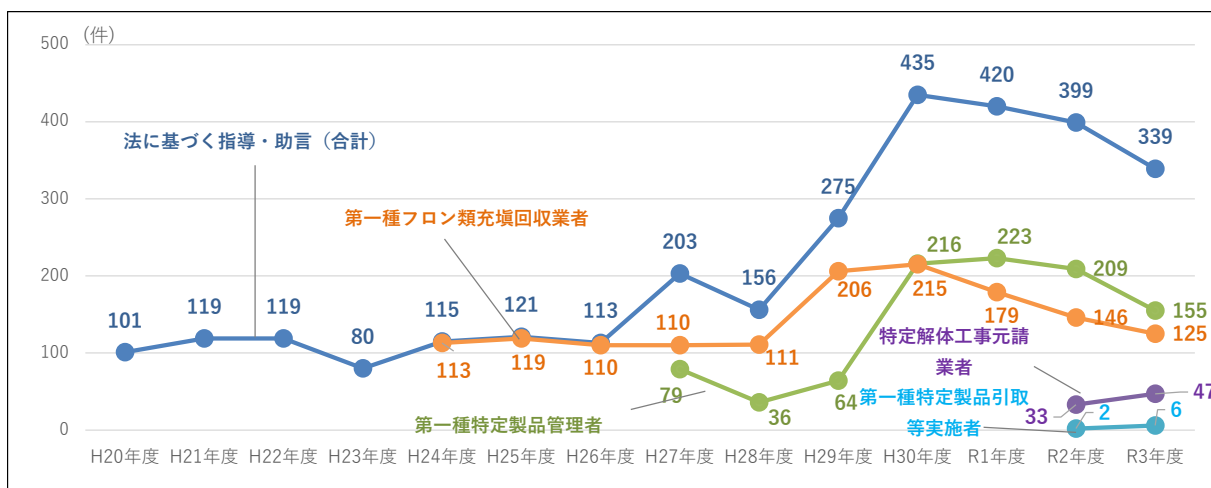


図3：法に基づく指導・助言件数の推移

なお、令和3年度の任意の实地調査（管理者や充填回収業者等の事業所を訪問し、相手方の同意を得て行う实地調査・指導等）は合計で4,164件でした。

※ 指導・助言等については、フロン排出抑制法が平成27年4月から完全施行され、第一種特定製品管理者が対象に、また、改正フロン排出抑制法が令和2年4月に施行され、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が対象となった。

(2) 法第 45 条第 4 項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

令和 3 年度において、法第 45 条第 4 項に規定する報告（廃棄等実施者が引取証明書の交付を受けない場合等に都道府県へ行う報告）件数は、2 件でした（図 4）。

また、フロン排出抑制法違反に対する告発件数は 0 件でした（平成 22 年度以降、法違反に対する告発件数は 0 件）。

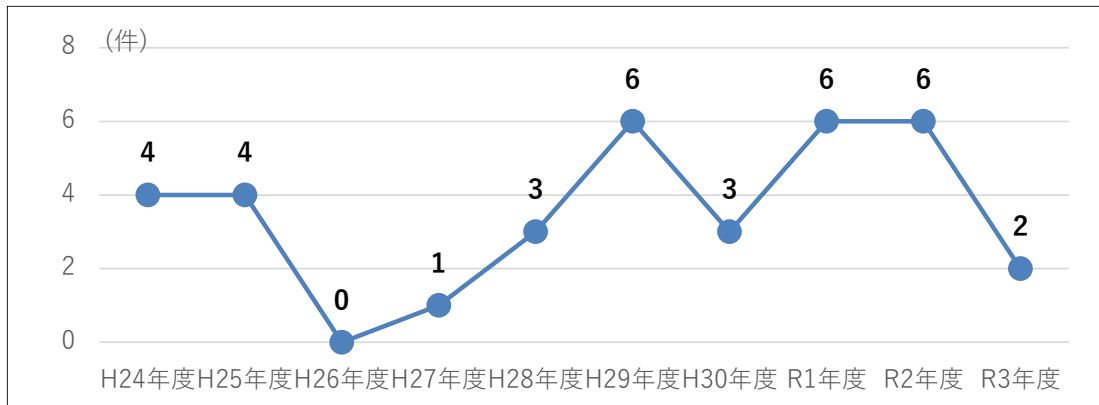


図 4 : 法第 45 条第 4 項に規定する報告件数の推移